

資料調査　出雲国風土記写本の調査（十八）

島根県古代文化センター　風土記調査研究班

吉松大志
野々村安浩

小序

古代文化センターで実施している風土記調査事業において『出雲国風土記』等の写本の調査をし、『古代文化研究』誌上で、その書誌的内容を報告してきた（『古代文化研究』第十二号所載「資料調査　出雲国風土記写本の調査（一）」小序　二〇〇四年 参照）。

今号では令和二年度における『出雲国風土記』写本の調査について報告する。

調査日 令和二年（二〇二〇）十一月二十四日
調査者 吉松大志・野々村安浩

*この写本のデジタルデータは当センターで保管している。

写本の調査にあたり、所蔵者のご高配に感謝申し上げる。

次に、資料の概要について報告する。

*本報告では、各写本の体裁表記については次の略号を使用する。

／は改行、□は判読できない文字、（　）は双行。

丁数および丁面の表・裏は、二丁オ、三丁ウのように記す。

一、長谷川氏本『出雲国風土記』写本（個人蔵）

所在・調査地 個人宅・島根県

調査日 令和二年（二〇二〇）十一月五日

（調査者 吉松大志・野々村安浩）

一、長谷川氏本『出雲国風土記』写本（個人蔵）
(1) 資料について
資料名：出雲国風土記

(2) 写本の概要

【装丁】 紙綴り綴 四穴 一冊

【法量】 縦二六・〇cm×横一八・六cm（見開き三三・九cm）

【丁数】 五四丁

二、絲原家本『出雲国風土記』写本（個人蔵）

所在・調査地 絲原記念館・島根県奥出雲町

前遊紙 一丁、後遊紙二丁

半丁面 一〇行、一行一八字前後

【外題】 (題簽)「出雲風土記」(縦一三・〇cm×横三・五cm)

【内題】 「出雲國風土記」

【蔵書印等】

前遊紙ウ 朱角印「長谷川義□□□」(縦四・二cm×横三・九cm)

【写真1】

(後遊紙オ) **【写真2】**

「此書者正六位下木山正辰以藏本

写之

監川梶右衛門重涉書之」

【その他】

(前表紙見返し)「長谷川藏本」

(前遊紙オ)「出雲國風土記」

(裏表紙見返し)「明治七年壹月七(升カ)日求之」

【書き上の特徴】

〔頭注・書き込み等〕

・本文の右に朱書でカタカナの読みを多く付している。

・頭注に記す字に関して、本文の当該字の左傍に朱圈点を付す場合もある。

・朱書の頭注のうち、『訂正出雲風土記』と一致するものに、各事項の

末尾に★印を付す。

(一丁オ) 頭注 朱書「以朱點削從訂正風土記」

(一丁オ)「東南宮北」の「宮」字 圏点し右朱傍書「山西」

頭注 朱書「山西之二字／一本宮誤」★

(一丁オ)「属海東」の下「西脱欵」朱書「西」

(一丁オ)「得而難可誤」の頭注 朱書「得而五字／疑上下脱」★

(一丁ウ)「八雲立詔」の「詔」 傍書「語イ」

(三丁オ)「八束水臣津野命」の頭注

「八束水臣津野命ハ古事記ニ／於美豆奴神ト有テ須佐ノ

／男大神ノ四世ノ御孫ニテ／深淵ノ水夜礼花ノ神ノ／御

子ニテ大国主大神ノ／御祖父神也」

(三丁オ)「餘々」の頭注 朱書「餘々之／餘衍」★

「々」字の右傍墨書「依下文則衍字」

(三丁ウ)「聞耶」の頭注 朱書「師説聞耶作闇耶今從之下倣之」★

(三丁ウ)「来縫」の頭注 朱書「師説來寄ノ誤也トイヘリ」★

(三丁ウ)「八穂米」の頭注 朱書「米当作爾」★

(四丁オ)「良浪」の頭注 朱書「良当作農」★

(四丁オ)「宇波縫」の頭注 朱書「波衍也縫ハ結之誤」★

(四丁ウ)「火神岳」の頭注 朱書「大一本作火誤也神名／帳所謂

大神山神社／是也」★

(四丁ウ)「命国」の「命」字の頭注 朱書「命令之誤」★

(四丁ウ)「来社伴」の「社伴」字の頭注 朱書「社坐之誤也」★

(五丁オ)「飛鳥淨御原宮御宇天皇」の頭注 朱書「天武天皇」★

(五丁オ)「猪麻呂之女子遙」の「遙」字 頭注 朱書「遙上脱道字」

★

(五丁オ)「所賊不切」の「切」字 頭注 朱書「切当作坂」★

(五丁オ九行) 脚注 朱書「毘賣埼」

(六丁オ) 山代郷「正倉」の頭注 朱書「正倉見續紀和銅五年／天平

勝宝六年三代實／錄仁和三年令義解正／倉者正税トアリ和

名鈔／ニ倉廩ヲ久良ト訓リ」★

(六丁オ) 「志貴島御宇天皇」の頭注 朱書「欽明天皇」★

(七丁オ) 「野城驛」の頭注 朱書「驛見孝徳紀又元明紀／云和銅四

年始置都亭／驛トアリ又厩牧令云諸／道須置驛者每三十里

／一驛云々」★

(八丁オ) 「俗人曰神湯」の「日」字の頭注 朱書「日上脱号字三湯／可讀」★

(八丁オ) 「上腹首押猪」の「腹」字の頭注 朱書「腹当作蝮氏也」★

(八丁オ) 「教堂」の「教」字の頭注 朱書「教当作藏」★

(八丁ウ四行) 「熊野大社」の行頭に朱書「社」

(八丁ウ) 「加豆比乃社」 「乃」と「社」の間に朱圈点 右傍朱書

「高」

「高」の頭注 朱書「高下脱守字神名／帳可讀」★

(八丁ウ) 「久米社」の「米」の字の頭注 朱書「米当作末」★

(九丁オ) 「予穂社」の「予」字 朱書で「×」して「市」字に訂正

朱頭注「真龍云市禾之誤也」★

(九丁ウ) 「暑垣山」の「暑」字に朱圈点し朱書で「青」

頭注 朱書「青一本作暑誤也／見母理鄉ト」★

「八十步」 頭注 朱書「八十步当作升八里一／步見卷末

烽火下／但拠母理鄉則當作／三千八里十步」★

(十丁オ) 「海石榴」の頭注 朱書「海石榴東涯云唐以山／茶為海石

榴也皮日休／詩可考天武十三年貢／白海石榴」★

(十一丁ウ) 「筑陽川」の頭注 朱書「福見三省曰今日波入／川出自星

上山京羅木／山是也因考荻山即／京羅木山也」★

(十二丁オ) 「粟嶋（有椎松多年木／字竹）」の「字」字抹消し朱書

「小」

「小」字の頭注 朱書「小旧作字今改之」★

(十三丁オ) 「蚊嶋」条の「中央者有毛掬許嶋一株葺日」の「葺日」

朱書で「耳其」に訂正

「耳其」の頭注 朱書「耳其旧本作苜日以／僻按改之」★

(十四丁ウ) 「手間剗卅一里」の「卅」字を朱傍書「四十」に訂正

頭注の墨書「國東塚 去西丹理一百八十步／野城駅又西

升一里黒田駅ニ至ルト／シテ四十一里一百八十步也／楯
縫鄉卅二里百八十步ト／アリ手間剗卅一里／誤ナルコト
可知」

(十五丁ウ) 「順給名故鳴根」の「順」字に朱圈点し、左傍朱書「負」

「順給名故鳴根」の頭注 墨書「一本順給故名鳴根」

(十六丁ウ) 朝酌郷条 頭注 朱書「一本朝酌列于山口與／目録合」

★

(十七丁オ) 生馬郷条 頭注 朱書「訂正本生馬郷在／加賀郷後」

(十八丁ウ) 加賀郷条 頭注 朱書「在生馬郷前」

(十九丁オ) 千酌駅条 「都久豆美命此処生」の「生」字に朱圈点し、

右傍朱書「坐」

「坐」字 頭注 朱書「坐一本作生」★

(二十丁オ) 嶋根郡 神社記載

「大崎社 大崎川辺社 朝酌下社 努奈弥社

- 椋見社 (以上卅五社／不在神祇官) ★
- (十九丁ウ) 螺子石葺条の「或曠於脚者□也」朱一線で抹消し頭注 朱書「或曠作蠣於脚者勢也」★
- (二十丁オ) 少領外從六位上社接右若 「接右若」三字に朱圈点し右朱傍書「部石若」
- (二十四丁オ) 露野条 「无樹木」の「无」字の頭注 「无当作弁」★
- (二十四丁ウ) 水草川条 「二水合南海」の「海」字の頭注 朱書「海衍字也」★
- (十五丁オ) 大鳥川条 頭注 墨書「大鳥一本犬鳥川」★
- (十五丁ウ) 朝酌促戸条
- 「製白」字の頭注 朱書「製乾之誤也」★
- 「白莫水深也」の頭注 墨書「一本並捕白魚水深也ト」
- (十六丁オ) 邑美冷水条 「磷」の頭注 朱書「磷当作潾」★
- (十六丁オ) 蝦蟆嶋条 「掠持飛燕」の「燕」字の頭注 朱書「燕衍也」★
- (十六丁ウ) 蝦蟆嶋条 「蝦蟆」字に朱書「蝦蟆」と重書 頭注朱書「ムカデ蝦蟆」
- (十八丁ウ) 千酌濱条 「升九里升歩」
- 「升九」の「升」字に朱圈点し 朱書「二十」
- 「升歩」の「升」字に朱圈点し 朱書「二百八十」
- 頭注 墨書「前ニ千酌駿郡家西北／一十九里一百八十步コヽニ／升九里升歩ハ傳寫誤乎／一本一十里一百八十步トアリ／亦誤也」
- (十七丁オ) 加賀神崎条 「此者非弓」の頭注 朱書「者下脱吾字」★
- (十九丁ウ) 大崎濱条 「西北百着」の「着」字の頭注 朱書「着衍也」★
- (二十一丁ウ) 多太郷条 「衝杵等乎而」の「而」字の頭注 朱書「而衍字」★
- (二十一丁ウ) 垂水社の頭注 朱書「水当作永」★
- (二十二丁ウ) 同多太社の頭注 朱書「訂正本無太字□□／多下脱太字」※ (『訂正出雲風土記』の頭注は「多下脱字」)
- (二十二丁オ) 足日山の頭注 朱書「神壽詞云今日能生日／能足日云々」★
- (二十三丁オ) 女心高野条の頭注 朱書「林木之誤也上頭遊仙窟／ヤマノイタ、キト訓又真龍／云上頭嶺字誤也今從之」
- (二十三丁オ) 山田川条 「湯太南流」の「太」字の頭注
- (二十三丁オ) 多太川条 「女心嵩野」の「野」字の頭注
- 朱書「野上脱山字」★
- (二十三丁オ) 伊農川条と「改惠曇」の間に
「長江川源出郡家東北九里卅步神火名山南流入于海／
(以上七川／並無魚)」ト記ス付箋貼付。

【写真4-1】 【写真4-2】

(一「十三丁オ）「改惠曇字參陂」条 「太多」^{二年}の「太多」字に朱書「天平」と重書。

頭注朱書「天平ノ二字旧本誤／作太多今改之」★

(一「十三丁ウ）「蜂崎池」の頭注 朱書「蜂疑峰誤乎今蜂知／池是也」

頭注朱書「姓氏錄云鳥取部／連中略謂出雲宇／夜江云々」

(一「十九丁オ）健部郷条 頭注 朱書「嶋崎款」★

朱書「姓氏錄云鳥取部／連中略謂出雲宇／夜江云々」

(一「十三丁ウ） 惠曇濱条

「許流蟻」の「居」字の頭注 朱書「居疑國之誤字乎」★

「郡内根部」 朱二線で抹消 頭注 墨書「西秋鹿郡」

(一「十四丁オ） 北海条 「鯨」字の頭注 朱書「鯨鯨誤乎」★

(一「十四丁ウ）「楯縫郡堺伊農橋」十五里歩の「里」と「歩」の間に二個の朱圈点あり。

(一「十五丁オ） 楯縫郡郷名条 「五十足」の頭注 朱書「五百字誤十ハ千字／誤乎」★

(一「十五丁ウ） 佐香郷条 「百八十日」の「日」字の頭注 朱書「日神誤乎」★

(一「十六丁オ） 玖潭郷条 「造給並」の「並」字の頭注 朱書「並處誤」★

(一「十六丁ウ）「田田社」の頭注 墨書「田田社（一本ニ又同社トアリ／抄ニ七芦原三社ト有）」

(一「十七丁オ） 神名樋山条 「當畢已」の頭注 朱書「畢已畢乞誤也」★

「野郷」の頭注

墨書「野字可誤／大河郷中北流」朱書「（優当／作堤）」

(一「十九丁ウ） 河内郷条 「正南三百九十七步」の頭注 墨書「一本正南一十二里一百步」

「号健部之纏」の「之」字の頭注 朱書「之当作者」★

「檜代宮御宇天皇」の頭注 朱書「景行天皇」★

「居此巡處故云健部」の「巡」字に朱圈点し、朱書頭注「無巡字」

(一「十九丁ウ） 漆沼郷条 「云志司沼」の「司」字の頭注 朱書「司当作豆」

(一「十九丁ウ） 河内郷条

「正南三百九十七步」の頭注 墨書「一本正南一十二

(一「二十丁オ） 伊努郷条 頭注 朱書「伊努之努當作農／目録可誤」★

(一「二十一丁オ） 出雲郡 神社名列記項目

「曾致乃夜社」 「致」字に朱圈点し、右朱傍書「伎」★

書「四十一本作卅」★

(一「十七丁ウ） 都宇川条 「東川」「西川」の「川」字抹消 朱書「水」頭注 朱書「水一本作川誤也」★

(一「十八丁オ） 弥豆椎の「椎」字に朱圈点、右朱傍書「嶋」頭注 朱書「嶋崎款」★

朱書「姓氏錄云鳥取部／連中略謂出雲宇／夜江云々」

- (三十七丁オ) 多伎郷条 「升里」の頭注 墨書「一本二十七里」
- (三十七丁ウ) 餘戸里条 頭注 墨書「一本餘戸之上ニ有于／神戸里
郡家東南一十里／之十字」
- (三十七丁ウ) 多伎驛条と新造院条の間に朱書△印し頭注 朱書「△
神戸里郡家東南三／一十里（説名如意／宇郡）」と挿
入符に「此處ニ入ル」
- 〔牟久社〕 頭注 墨書「一本牟久社」
- 〔放太放社〕 「放」二字 朱圈点し、右朱傍書「彌」
- 〔守加社〕 「守」字の右朱傍書「宇」
- 〔守加社〕 頭注 墨書「一本守加社」
- 〔加立利社〕 頭注 墨書「立毛誤」★
- 〔鳥屎社〕 「鳥屎」二字朱圈点し、右朱傍書「鳥
屎」
- 〔鳥屎社〕 頭注 墨書「一本鳥屎社」
- 〔余豆伎社〕 「余」字 頭注 朱書「余支誤」★
- (三十)〔丁オ〕 「同努社」 頭注 朱書「努上脱伊字乎」★
- 〔波如社〕 頭注 朱書「如ハ彌ノ誤乎」★
- (三十)〔丁ウ〕 出雲御崎山条 「正北七里三百六十步」の頭注
墨書「一本西北二十七里三百五十步」
- 朱書「古事記所謂宇迦山是也」★
- (三十二)〔丁オ〕 出雲大川条 ★
- 〔土俗豊渡〕 「俗」字 朱圈点し、右朱傍書「体」
- 頭注「土、五ノ誤／真龍云款穎也／土体豊渡四字重出」
- 〔校材〕 の頭注 朱書「校恐横誤」★
- (三十四)〔丁オ〕 栗島条の「栗」の頭注 朱書「栗一本栗」★
- (三十四)〔丁ウ〕 「蘭」の頭注 朱書「蘭ノ下脱演字」★
- (三十六)〔丁ウ〕 日置郷条 「志紀嶋宮御宇天皇」の頭注
- 朱書「崇神天皇」★
- (三十九)〔丁ウ〕 「刻屋池」の「刻」字 朱圈点し右朱傍書「刻」★
- 頭注「朱書「刻當作止」★
- (三十九)〔丁ウ〕 神門水海条 ★
- 「之總矣」の「總」字
- 朱圈点し右朱傍書「綱」、頭注 朱書「一本之綱矣ニ
作ル」
- (三十九)〔丁ウ〕 「平須或凌磯」 頭注朱書「平須當作平砂」★
- (四十二)〔丁オ〕 波多郷条 「天降生家」の「家」字の頭注

朱書「家当作處」★

（四十〔丁オ〕）「多加毛利社」の頭注 墨書「一本（多加社／毛利社）
社數合十六社」

（四十〔丁ウ〕）三屋川条 「正東一十五里」の頭注

朱書「正東之東蓋南字／誤」★

（四十〔丁ウ〕）須佐川条 「神門郡門立村」の頭注

朱書「諸本脱大字今以□按／補之」★

（四十四〔丁オ〕）「通道通三次郡」の「通道」字の頭注 朱書「通道重
出也」★

「佐經剝但志都美」の「剝但志」の頭注
朱書「剝但志衍」★

（四十四〔丁ウ〕）仁多郡冒頭 頭注 朱書「校本仁多有飯石之前」★

「三澤郷」の「澤」に朱圈点し、右墨傍書「津」

（四十五〔丁オ〕）三所郷条 「古經」の頭注 朱書「古經真竜作田詔／
今從之訓」★

（四十五〔丁ウ〕）三津郷条

「御祖前立去於坐」の「於」字の頭注 朱書「於当作
出」★

「名川」の「名」字 朱圈点し、右朱傍書「石」

「水沼於而」の「沼於」字の頭注

朱書「沼於當作汲出下文／沼亦然」★

「其水活土」の「活土」二字に朱圈点し、右朱傍書

「沼出」

頭注 墨書「一本治出」

「所生子巳」の「巳」字の頭注 朱書「巳当作不」★

「三津」と「即有正倉」の間に朱圈点し、右朱傍書
「神龜三年改字／三澤」

（四十六〔丁オ〕）「仰支斯里社」の「仰支」二字の頭注 朱書「仰支一
字ハ髮ノ誤也斯／□也」★

（四十六〔丁ウ〕）「大内野」の頭注 墨書「一本大内野正南一里」

（四十六〔丁オ〕）「菅火野」の頭注 朱書「師説野下脱山字今／補也」
★

（四十六〔丁ウ〕）「白頭公」の「公」字の頭注 朱書「一本公作翁」★

（四十六〔丁ウ〕）室原川条 「室原」二字に朱圈点し、右朱傍書「横田」

（四十六〔丁ウ〕）横田川条 「横田」二字に朱圈点し右朱傍書「室原」

（四十七〔丁オ〕）阿位川条 「御坂山」の頭注

朱書「御坂上下諸本皆脱北／流」字★

（四十七〔丁ウ〕）「藥湯也（即有／正倉）」の「即有／正倉」の右朱傍書
「此分モ本文通りニ大字ナリ」

（四十七〔丁ウ〕）「阿志線山」の「線」字に朱圈点し、右朱傍書「縁」

頭注 朱書「縁緑坎」★

（四十八〔丁オ〕）神原郷条 「積置給處則可」の「處」と「則」の間に
朱圈点

頭注 朱書「則上脱然字沼田／鄉可證」★

（四十九〔丁オ〕）佐世郷条 「剝佐世木葉」の「剝」字の頭注

朱書「判当作剝」★

（四十九〔丁オ〕）阿用郷条 「隱而居之時」の「之」字の頭注

朱書「之当作爾」★

（四十九〔丁オ〕）海潮郷条 「海潮押止」の「止」字の頭注

朱書「止當作上」

(四十九丁ウ) 来次郷条 「此義迢以生」に左朱圈点

頭注朱書「真竜云義沼以生ハ處／追次坐也トイヘリ可

従
★

(五十丁オ)「春殖社」の頭注 朱書「春殖社ハ今針江村ノ客/大明
神トイフ春ハハルト訓/ヘシ後ニハリト異シナルヘシ

(五十一丁ウ) 屋代小川条
「正東正除田野」の「東正」の頭注

朱書「東正之正衍」

「仁多郡堺峯谷村」の「峯」字
朱圈点し右朱傍書

(五十一丁ウ) 卷末通度条

「北十家衝」
「家」字の傍墨書「字イ」

頭注
朱書 — 十家衝當作十字街

「枉北道」の頭注 墨書「前ニ嶋根郡家ヨリ朝酌渡通

一里一百四十歩／ナランカ

「又西八里二百步至夜秋鹿」の頭注 墨書「前ニハ /

八里三百歩ト在

「夜」字の更注
失書「夜宿」

(五十一)

(大原郡家からの東南道)

頭注 墨書「仁多郡通道二 大原郡拵辛谷村」通テ
六里三町三十六步、口ノ 里正ノ 通ニ 之

ミ理村ニ至トス恐ハ誤ナラン／東方八里一百廿一歩

島根郡布自貴美山アリ／方路正ニ相應ス／今ノ嵩山之」

「平沙戻」 「宅波」に重書

頭注 墨書「宅波恐クハ宅岐ノ誤ナランカ／方路則相應ス」

〔二〕 奥書にみえる「木山正辰」「鹽川梶右衛門重渉」について、高橋周氏は「鹽川梶右衛門重渉」は松江藩士塩川梶右衛門（元禄十二年 一六九九年死去）、「木山正辰」は元禄年間の横田八幡宮總檢校木山氏に関わる可能性を指摘する。

【本写本について】

（イ）本写本は、島根郡加賀郷条と同郡多久川条が補訂されており、島根郡神社

条の一部と秋鹿郡長江川条が脱落している。島根郡神社条の一部と秋鹿郡

長江川条は付箋により補訂文を記し貼り付けである。【写真3-1】【写

真4-1】

高橋周氏はこの体裁について、東京都立中央図書館所蔵の「澤田氏本」

と一致すると指摘している。なお、「澤田氏本」については、『古代文化研究』第八号（二〇〇〇年）で当センターによる調査概要を記している。

（ロ）本写本の頭注の朱書について、（一丁オ）の頭注朱書に「以朱點削從訂正風土記」と記すが、『訂正出雲風土記』の頭注のすべてではない。『訂正出雲風土記』の頭注記述を墨書で記している箇所もある。

①本写本には、『訂正出雲風土記』の仁多郡の頭注で次の二項は記されていない。

・遊託山条に「託ハ記ノ誤／也下倣／此」、

・玉峰山条に「古語拾／遺神武／天皇条／云櫛明／玉命之／孫造御／祈玉其／裔今在／出雲国／毎年與／調物貢」

②本写本の頭注の朱書のうち、前記（十三丁オ）（一三丁ウ）（十四丁ウ）などは『訂正出雲風土記』との異同を記している。

*（四十六丁ウ）「室原川」「横田川」への傍朱書も『訂正出雲風土記』との異同を記す。

参考文献

高橋周「近世出雲における『出雲国風土記』の写本とその系譜」（『古代文化研究』第十八号、二〇一八年）

（野々村安浩）

二、絲原家本『出雲国風土記』写本（個人蔵）

（1）資料について

資料名：出雲国風土記

（2）写本の概要

【装丁】 紙縫り綴 四穴 一冊

【法量】 縦二六・六cm×横一九・〇cm

【丁数】 七八丁（遊紙なし）

半丁面 七〇八行、一行一七字前後

【外題】 「風土記」

【内題】 「出雲風土記」

【蔵書印等】 なし

【奥書等】 （七八丁ウ）【写真6】

「雲陽仁多郡阿井庄大馬木邑住

糸原勘右衛門尉

于時享保十有七子

源豊昌

仲春求之」

【書写上の特徴】

〔頭注・書き込み等〕

- ・送り仮名やルビ、訓点等は省略した（散見する程度で、統一的に施されたものではない）。

(三丁オ) 意宇郡總記 「意宇郡」脱、「○」に傍書

(五丁オ) 郡名起源 「有邪見國」餘の「國」に傍書「○者」

(八丁オ) 安来郷条 十一字脱、「一和専」の「専」に傍書「○」、丁面上に「○捕已訖然後百餘和専解散」（丁面を九〇度回転させ縦書）

(九丁オ) 山代郷条 「山城日子」の「城」に傍書「代」

(二二丁ウ) 長江山条の頭書「山」

(一三丁オ) 伯大川条の頭書「川」

(一四丁オ) 津間抜池条の頭書「池」

(一五丁ウ) 嶋根郡總記 「嶋根郡」の上に「○」

(一八丁オ) 神社条の頭書「宮」

(一八丁ウ) 布自枳美高山条の頭書「山」

(一九丁オ) 水草（河）条の頭書「河」

(一〇丁オ) 朝酌促戸条「破壊筌或」の次行

「丁駭切鳥馬平行也又無知也」

【写真7】

（※蓬左文庫本・日御碕神社本系統の写本に見られる玉篇を引用する頭注の一部と一致）

(二五丁オ) 加賀神埼条 「弓箭出來」の「出」に傍書「流」

(二八丁ウ) 秋鹿郡伊農郷条 「郡家正西一十四里」を抹消するために紙を

貼付【写真8】

（※大野郷条に続けて改行せず「伊農郷郡家正西一十四里」を記し、「郡家正西一十四里」のみ抹消し、改行して再び「伊農郷」から書写する）

（三一丁オ） 恵曇陂条の頭書「池」

(三三丁ウ) 楯縫郡新吉造院条の頭書「寺」

(三六丁ウ) 神社条宿努社の頭書「峴之」

(三七丁ウ) 麻奈北池条の頭書「池」

(四〇丁オ) 出雲郡健部郷条 「健郡号所以」の上 細字右寄せ「景行」

(四一丁ウ) 神社条の頭書「社」

（※祖本では「健郡」が行頭で、同じ行の下に「纏向檜代宮

御宇天皇」があつたために、「景行」は頭書であつたか。）

(四二丁ウ) 神社条の頭書「山」

(四三丁ウ) 神社条「残同社十三社ノ」の頭書「一廿五所ノ内」

(四四丁ウ) 神名火山条の頭書「山」

(四五丁ウ) 出雲大川条の頭書「川」

(四六丁ウ) 土負池条の頭書「池江」

(四八丁オ) 神門郡總記 「高岸郷」の頭書「後」

(五一丁ウ) 新造院条の頭書「寺」

(五二丁ウ) 神社条の頭書「社」

(五二丁オ) 田俣山条の頭書「山」

(五六丁ウ) 飯石郡總記 「来嶋郷」の頭書「嶋」

(五八丁オ) 神社条 「不有祇官」の「祇」の上に「○神」を挿入

(六一丁ウ) 郡司（大領）条 「大弥造」の「弥」を抹消し傍書「弘」

(六三丁オ) 仁多郡三津郷条 「参向朝廷」の「廷」に傍書「廷」

(六三丁ウ) 神社条 「伊我多氣社」の下 細字右寄せ「神異」

(六五丁ウ) 灰火小々川条と阿伊川条の間に「有年魚」

(六六丁オ) 通道条 「飯石郡堺」の「堺」を抹消し傍書「堺」

(六六丁ウ) 通道条 「備後國惠宗郡」の「備」の上に「○通」を挿入

(六八丁オ) 大原郡郡名起源 「正南一十里」の「南」を抹消し傍書「西」

(七一丁オ) 神社条の頭書「社」

「伴佐山社」の「佐」に傍書「佐」

(七一丁ウ) 菩原野条の頭書「山」

(七三丁オ) 斐伊河条の頭書「河」

(七四丁オ) 郡司（主政）条 「主帳无位」の「帳」を抹消し傍書「政」

(七五丁オ) 卷末（卷末通道） 「西方八里一百歩」の「八里」を抹消し

傍書「一十五里」

(七六丁ウ) 卷末（卷末通道） 「二里六十步至郡家堺出雲河」の「家」

を抹消し傍書「西」

(七七丁ウ) 卷末（烽） 「出雲郡家正北」の「正」を抹消し傍書「西」

【本写本について】

(イ) 本写本は、嶋根郡加賀郷条や神社条などにおける脱落が補訂されていない、いわゆる「脱落本系写本」に属する。さらに、秋鹿郡末尾と楯縫郡冒

頭の間に半丁（三三丁ウ）の空白があり、これは細川家本や日御碕神社本

など比較的古い写本と共通する特徴である（ただし、本写本には神門郡と飯石郡の間にも半丁（五五丁ウ）の空白がある）。また、本写本は一丁の行数や字数にバラつきが大きく、また一行脱落や誤字も多数みられるなど、短時間で書写された形跡が目立つ。

(ロ) 奥書にみえる「糸原勘右衛門尉」「源豊昌」は糸原家第六代当主（一六九三～一七三三）である。

(ハ) 本写本について、風土記卷末の署名を神宅臣「全大理」とする点（多く

の写本は「金太理」「全太理」）、出雲郡漆治郷条において「云志々沼」とする点に特徴があり、これらの異同を共有する写本としては横山家本（個人蔵）や藤間氏本（國學院大學図書館蔵）がある。横山家本は延宝七年（一六七九）書写本を美保神社の神主横山達安が享保七年（一七二二）に

書写したとみられる写本。藤間氏本は出雲大社千家国造方の近習と推定される藤間半太夫が所持していた正徳五年（一七一五）書写本を、享保十八年（一七三三）に渡部保良が模写した写本である。藤間氏本は出雲大社上官・佐草自清所持本（「自清本」）の系譜をひく写本とみられ、また横山家本はその祖本が「自清本」より古くなる可能性があり、本写本は出雲大社の社家に由来する古い写本を書写したものとの可能性がある（高橋周氏のご教示による）。

参考文献

高橋周「近世出雲における『出雲国風土記』の伝写と神社の歴史認識（一）」（『古代文化研究』第二十四号、一〇一六年）同「近世出雲における『出雲国風土記』の写本とその系譜」（『古代文化研究』第二十六号、一〇一八年）

（吉松大志）

補遺 久留米市立中央図書館所蔵『出雲国風土記』写本の調査

りであり、それを反転したものが【写真9-2】である。これによれば、本写本の奥書相当部分は次のように翻刻できる。

「傳予因カ藏之我 神庫爲神寶云」

享保庚子冬十月中浣

從五位下物部宿禰敏文」

(野々村安造)

○一七年）の「資料調査 出雲国風土記写本の調査（十三）」（以下、「調査報告（十三）」と略記）にて報告した。

本写本について、令和三年（2021）六月十九日開催の令和三年度古事記学会・風土記研究会合同大会において、高橋周氏は「皇學館大学附属図書館澤瀉文庫本の系譜」と題して、皇學館大学附属図書館所蔵の『出雲国風土記』写本（澤瀉久孝寄贈）の系統本として報告された。

皇學館大学附属図書館所蔵の『出雲国風土記』写本（澤瀉久孝寄贈）については、『古代文化研究』第十二号（平成十六年 2004年）の「資料調査 出雲国風土記写本の調査（一）」にて、写本の概要と奥書などを報告した。奥書は図版を付し、次のように翻刻している。

「右風土記一冊伊勢神官家蔵書也為書寫焉

傳予因藏之我 神庫為神寶云

享保庚子冬十月中浣

從五位下物部宿禰敏文」

そこで、あらためて久留米市立中央図書館所蔵『出雲国風土記』写本の奥書について、調査時のメモ画像を再検討したので、「調査報告（十三）」の一部を訂正して報告する。

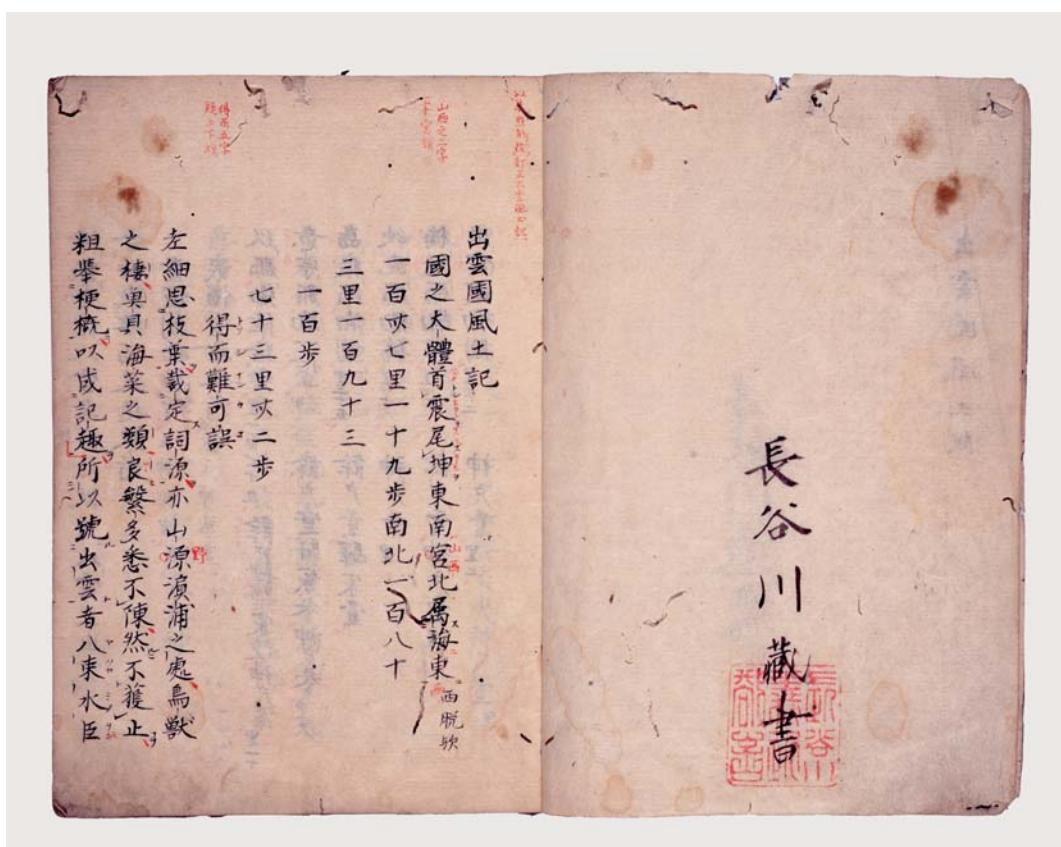
「調査報告（十三）」では、奥書相当箇所を次のように記した。

「傳予因カ藏之サカ神庫爲 神寶之 神寶云」

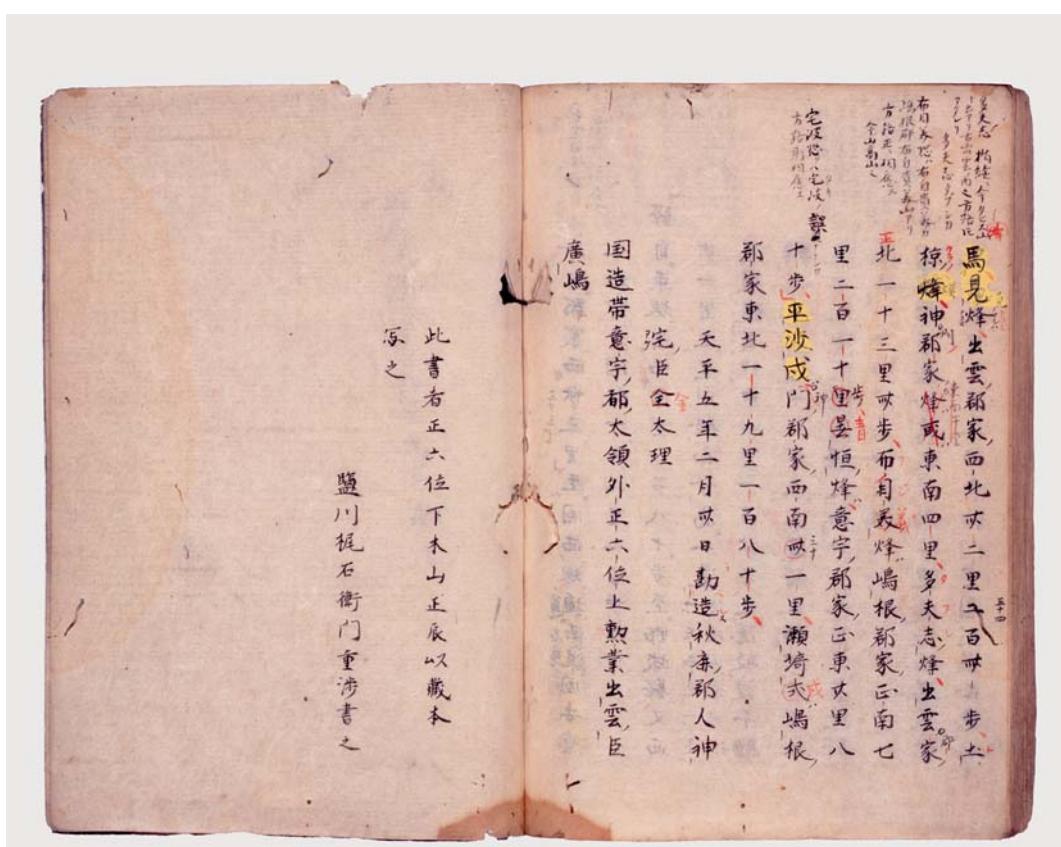
享保庚子冬十月中浣

從五位下□部宿禰敏文」

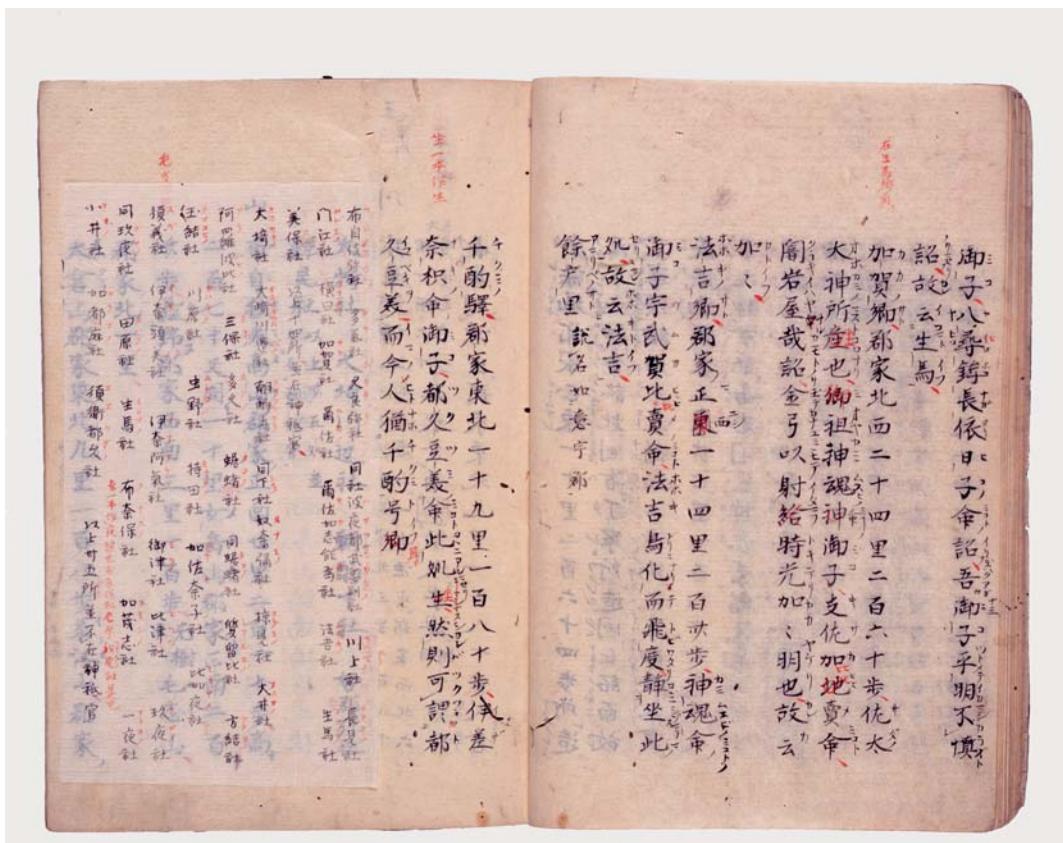
しかし、当該箇所のメモ画像（袋綴りの内側から撮影）は【写真9-1】のとお



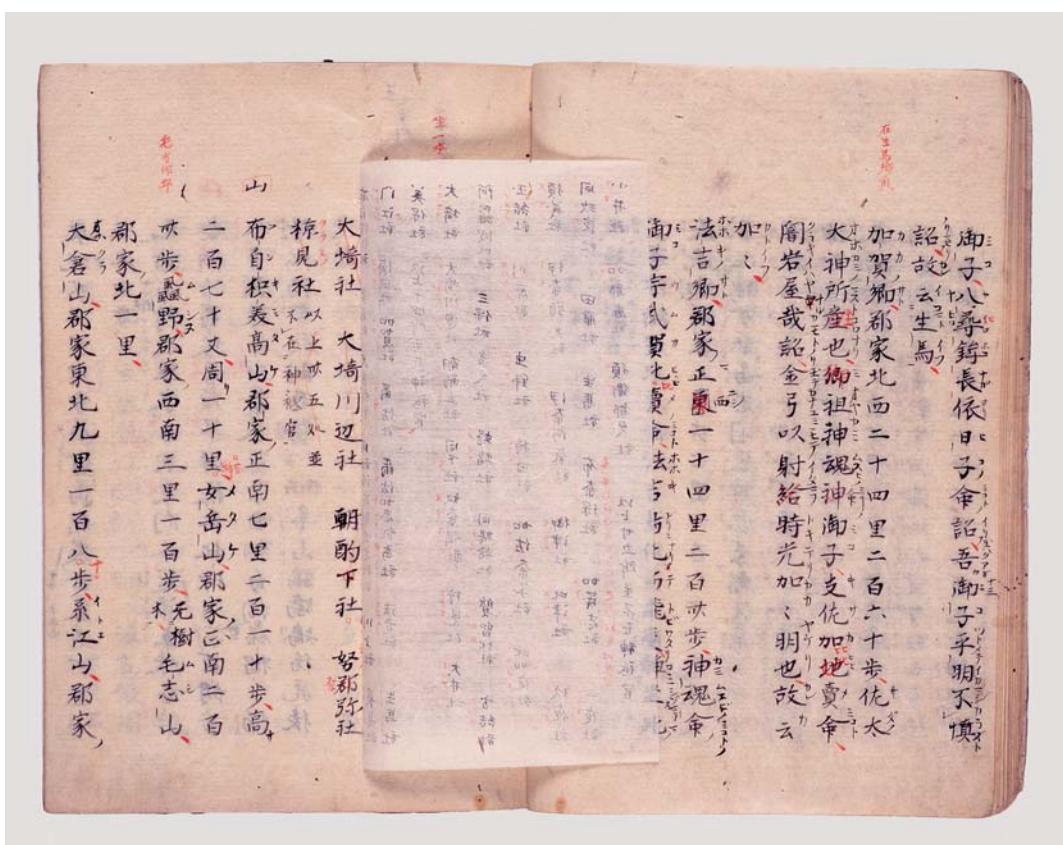
【写真1】長谷川家本『出雲国風土記』 右（前遊紙ウ）蔵書印等



【写真2】長谷川家本『出雲国風土記』 右（54丁ウ）、左（後遊紙才）の「奥書」



【写真3-1】長谷川家本『出雲国風土記』（14丁才）嶋根郡神社記載の付箋



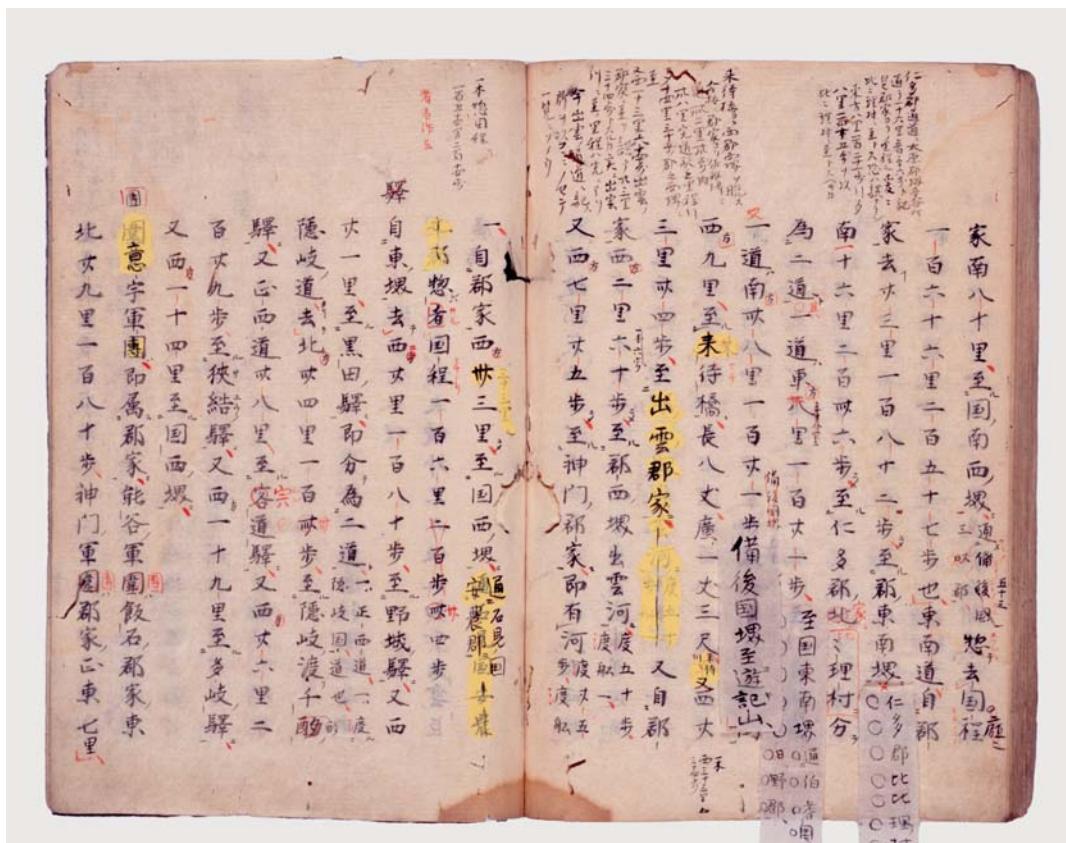
【写真3-2】長谷川家本『出雲国風土記』 左（14丁才）嶋根郡神社記載の付箋の下の記載



【写真4-1】長谷川家本『出雲国風土記』 左 (14丁才) 秋鹿郡「長江川」条の付箋



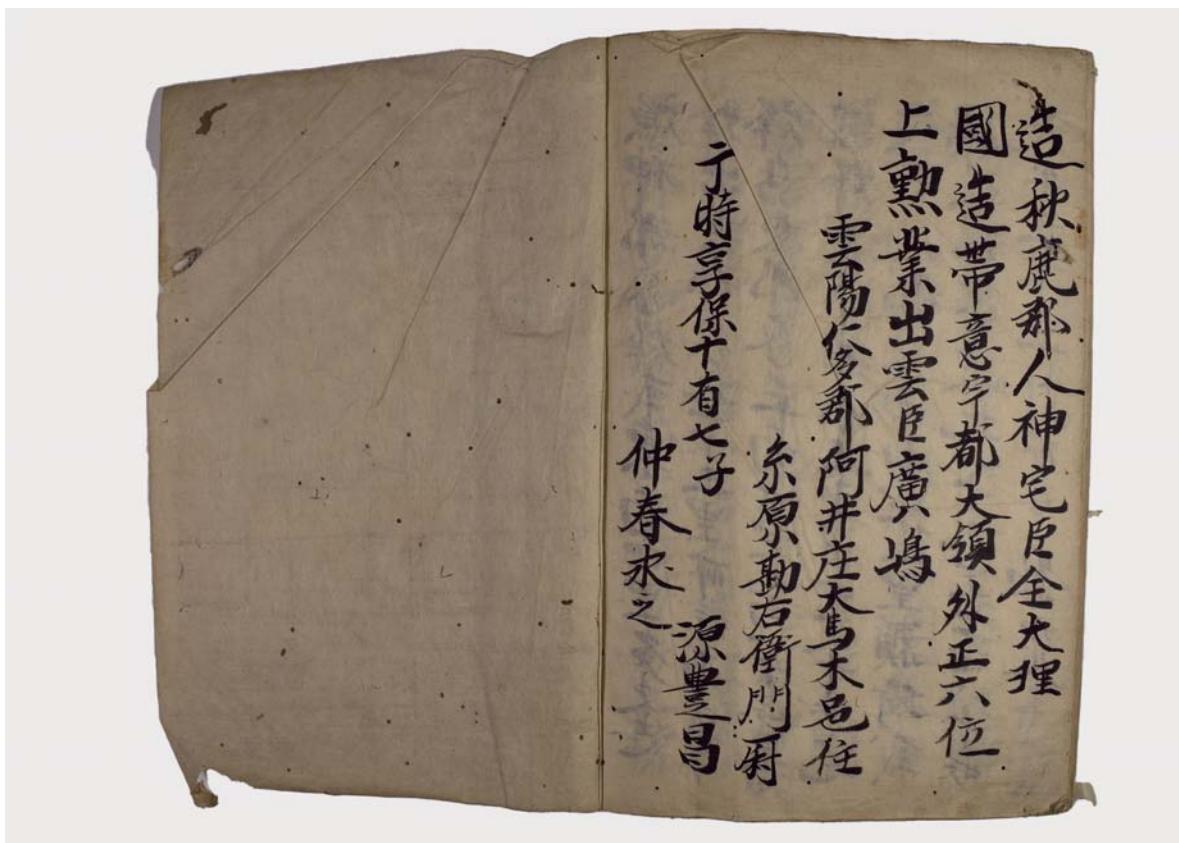
【写真4-2】長谷川家本『出雲国風土記』 左 (23丁才) 秋鹿郡「改惠曇字參陂」記載



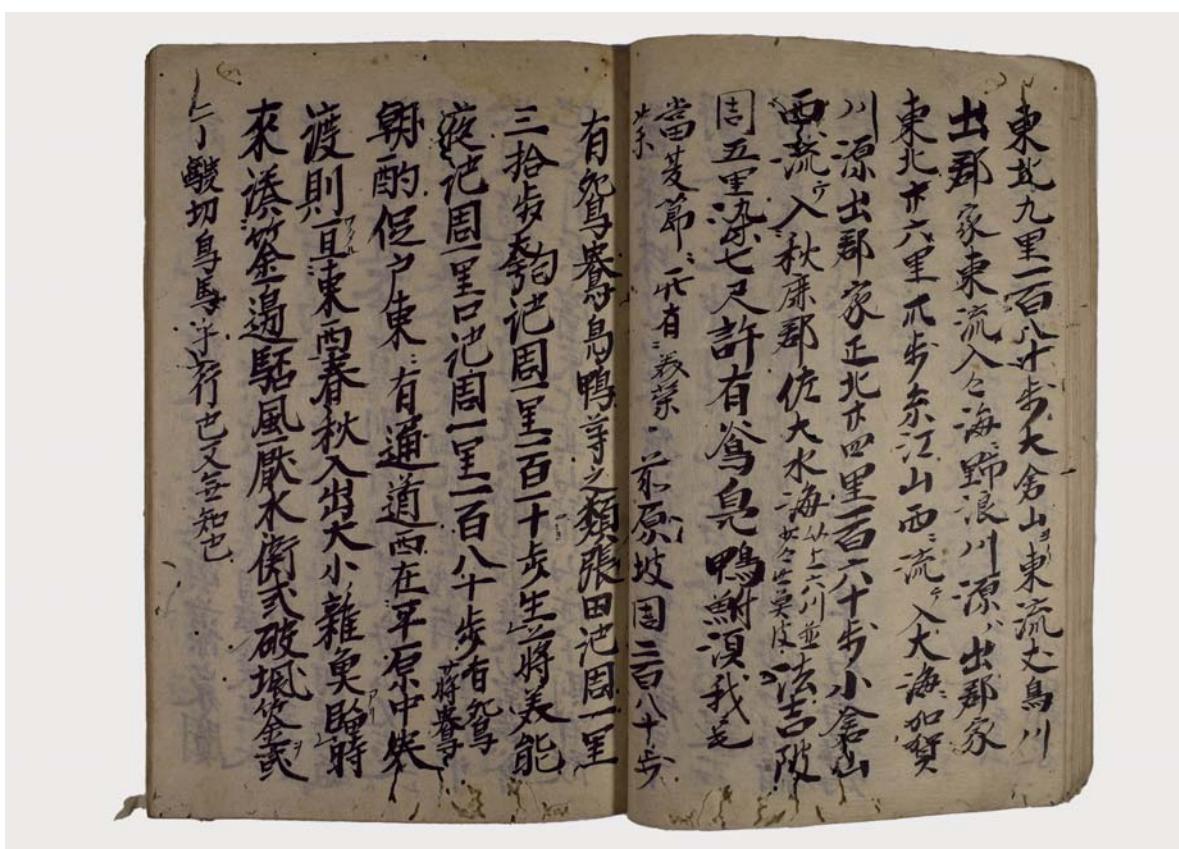
【写真5-1】長谷川家本『出雲国風土記』右(53丁ウ)の付箋箇所



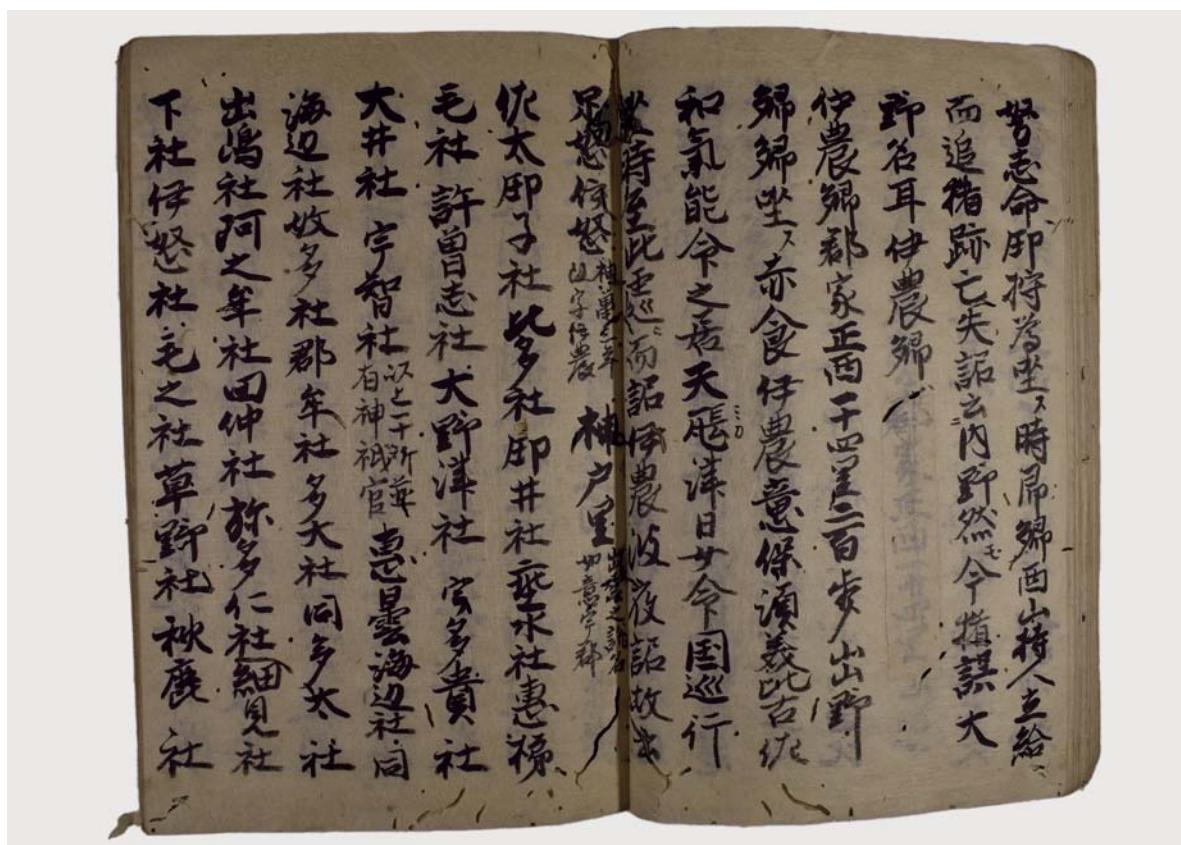
【写真5-2】長谷川家本『出雲国風土記』右(53丁ウ)の付箋の下の記載



【写真6】絲原家本『出雲国風土記』（78丁ウ）奥書



【写真7】絲原家本『出雲国風土記』（20丁オ）鳴根郡朝酌促戸条



【写真7】絲原家本『出雲国風土記』（28丁ウ）秋鹿郡伊農郷条



【写真9-1(右)】久留米市立中央図書館本『出雲国風土記』 奥書（裏面より）

【写真9-2(左)】久留米市立中央図書館本『出雲国風土記』 奥書（反転した画像）